

第三者による検査について（案）

1. 概要

神戸市会の政務活動費について、使途の透明性の確保のため、議長の検査を補佐する第三者委員（仮称：神戸市会政務活動費検査員）を委嘱する。

2. 委嘱期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（2 年間）

3. 業務内容

調査対象書類について政務活動費関係例規等に基づき調査し、神戸市会の会派が支出した政務活動費の使途の適否等についての検討を行い、その結果（疑義や指摘事項等）を議長に報告する。また、会派及び市会事務局からの随時の相談に応じるとともに、適切な指導または助言を行う。

（1）検査対象書類

①政務活動費収支報告書, ②領収書, ③支払証明書, ④経理帳簿, ⑤通帳, ⑥その他証拠書類

（2）政務活動費関係例規

①地方自治法, ②神戸市会政務活動費の交付に関する条例, ③神戸市会政務活動費の交付に関する条例施行規則, ④神戸市会政務活動費経理要綱, ⑤政務活動費の手引き

4. 検査項目

（1）収支報告書・領収書等（領収書 10 万円以上は全件、10 万円未満は無作為抽出）

- ・支出の使途が適正であるか
- ・領収書の添付書類（請求書、納品書）が適正であるか
- ・証拠書類が適正であるか
- ・記載内容が適正であるか

（2）経理帳簿・通帳（通帳記載の金額は全て確認）

- ・経理帳簿・通帳と領収書が整合しているか
- ・記載内容が適正であるか

（3）事務局より疑義があるものについて確認

5. 検査期間等

- ・検査項目についての検査期間は平成 28 年 6 月 21 日から 6 月 30 日を目安とする。
- ・その他随時の相談については、適宜実施する。